

午後八時五分再開

棚橋より再會ヲ宣シ

去回より起草委員之於テ作成セシ別表草案

ヲ朗讀シ

棚橋より此等者以居テ討議ニ對シ直ニ決定スルヤ

ノ慶 別表草案ヲ中央委員各員到齋ノ夫

ニ討議ヲ待テ

以テ費ノ中央委員各員並ニ出席スルノ覺臨

時大會ニ理會同席スル新如何ナル歟云々

以テ臨ムカ

ニ付テ大體決定スル事ヤ否ト詔リ異議ナク

上條より自分ノ意見トシテハ

一 理會同席ノ立場ヲ主張スルコト

二 會合同題ニ對スル費ノ取り分年改順序

加子當ニ踏ミ居カト云フ

三 右ニ志スルノ思フ之レヲ如何ニ方格ニ據

テ臨ムカ大體ニ於テ決定スル詳細ハ執リ

委員ニ權ヲ一任セラシムルニ述ベ

尚會同席ノ方針ハ甚ク難シ委員各員

ヲ勸導スル事ハ甚ク難シト云フ

塩田より方格ノ程如何ナル程ニ執リルカ

上條より意見ヲ申シテト由シ

上條より強固ニ主張スルハ會同ノ障害トナ

ル可シト會同ヲ承認スル上ハ謝罪然テ